平成２２年（フ）第５４３号
神戸市北区甲栄台１丁目９番Ａ―206号
債務者　堀岡　篤公
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６３号
神戸市北区若葉台３丁目５番４号、従前の住所神戸市北区若葉台３丁目15番３号
債務者　脇　　秋廣
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８３号
神戸市長田区高取山町２丁目15番18号、従前の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目12番地
債務者　片岡　　進
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０１号
神戸市兵庫区塚本通５丁目４番12号酒井ハイツ401号
債務者　酒井　貴史
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１２号
神戸市垂水区舞子台１丁目11番36号、従前の住所神戸市垂水区狩口台２丁目27番509号
債務者　見奈原幸枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１６号
神戸市須磨区白川台２丁目45番地の２白川台住宅３―401号
債務者　三崎なぎさ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２０号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目８番16号ウェブハウス魚崎202号、従前の住所兵庫県芦屋市南宮町１番17号
債務者　西川　敬隆
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２１号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目11番11号402号
債務者　宮﨑　文子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５号
神戸市須磨区北落合１丁目２番16号農住Ｃ―201号
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２７号
神戸市灘区灘南通２丁目２番５号メゾンコモードシャトレー２Ａ、従前の住所三重県桑名市陽だまりの丘７丁目2411番地
債務者　岩崎　信二
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２８号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地50棟706号
債務者　原　　茂生
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３２号
神戸市須磨区南落合２丁目２番508―506号、従前の住所神戸市垂水区上高丸２丁目１番３―106号
債務者　山下　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３６号
神戸市垂水区神陵台２丁目１番２―211号、従前の住所神戸市須磨区菊池町１丁目３番13―201号
債務者　井口貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
山口県岩国市周東町下久原2313番地
債務者　山本　晋也
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４２号
山口県柳井市南町２丁目１番１―402号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４６号
山口県柳井市姫田14番31号
債務者　木村　司郎
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
山口地方裁判所岩国支部